

給水配管更生装置NMRパイプテクター

# 設置契約書



甲：エンブレム札幌清田管理組合

乙：日本システム企画株式会社

## 設置契約書

発注者 エンブレム札幌清田管理組合（以下甲と称す）と請負者 日本システム企画株式会社（以下乙と称す）は給水配管更生装置 NMRパイプテクター（以下商品と称す）を下記の条件で甲が乙に発注し、乙は甲に納入する事を証する為、本契約を取り交わす。

### 記

#### 第1条（商品）

NMRパイプテクター（PT-75DS×2セット）

#### 第2条（設置場所）

物件名：エンブレム札幌清田

住所：A棟 北海道札幌市清田区清田2条3丁目7-27

B棟 北海道札幌市清田区清田2条3丁目7-26

物件規模：①築年数28年 ②階数A棟10階・B棟11階 ③戸数A棟37戸・B棟44戸

設置場所：給水ポンプ二次側A棟系統給水配管（VLP 65A）

給水ポンプ二次側B棟系統給水配管（VLP 65A）

#### 第3条（設置日）

平成30年11月12日

（甲乙協議の上、直筆にて記入するものとする）

#### 第4条（代金）

別紙見積書（No.H18080803）による。

#### 第5条（支払条件）

甲は乙に設置工事完了月末締、翌月末日迄に代金の全額を銀行振込で支払う。

#### 第6条（保証）

乙は甲に対し、商品につき次の事を保証する。

①保証期間：設置日より10年間

②保証内容：次項以外の正常なる使用状態で商品の効果が著しく低下した場合は、乙は無償で商品を交換する。

③保証対象外の条件：  
・商品を設置する配管表面温度が50℃以上での使用（但し、50℃以下になるよう断熱材を巻いての使用は除く）、室温が80℃以上での使用、又は連続的な振動がかかる場所での使用・強い衝撃を与えたり、装置を分解した場合。  
・不当な改造などによる破損。  
・購入者或は第三者が無断で設置状況を変更した場合。  
・天災地変などによる破損。  
・保証書のご提示がない場合。  
・保証書の内容を書き換えられた場合。  
・保証書の保証開始年月日及び販売店の記入がない場合。  
・天災地変などによる配管継手の位置ずれに起因する赤錆閉塞は除く。  
・配管の製造時やネジ切等の加工不良により配管内を被覆している樹脂の下から錆が発生するブリストー現象に起因する赤錆閉塞は除く。  
・外部腐食及び異種金属接合部からの漏水は除く。

第7条 (効果判定)

商品設置日より1年経過後のファイバースコープでの内視鏡調査及び写真判定により、設置前の内視鏡調査時の配管内部閉塞率と比べ下記をもって効果有りとの判定をする。

調査場所	調査箇所	改善
A棟403号室	量水器一次側給水配管第一継手部手前側	53.4%→縮小改善
B棟101号室	量水器一次側給水配管第一継手部手前側	56.1%→縮小改善

※但し、上記の判定条件は1日あたりの水の使用量がA棟403号室及びB棟101号室において150ℓ/日というレベルから減少しない事を条件とする。

第8条 (返金保証)

第7条記載の効果が得られない場合は、乙は甲に対し次項について約束する。

- ①設置機器の撤去をする。(無償撤去工事及び現状復旧)
- ②支払金額の全額を支払われた同条件にて返金する。

第9条 (調査費負担)

設置前及び設置1年後のファイバースコープ調査費は乙の負担とする。  
尚、以降の調査費については甲の負担とし、甲の依頼により乙が実施するものとする。

第10条 (納入実績リスト記載)

甲は乙が商品の納入実績リストを作成するに当り、リストに記載される事を認めるものとする。

第11条 (協議)

本契約について定めのない事項については、甲乙協議して解決するものとする。

甲及び乙は、本契約の締結の証として本書2通を作成し、署名捺印の上、各1通を保持するものとする。

平成 〇〇年 〇月 〇日

甲：北海道札幌市清田区清田2条3丁目7  
エンブレム札幌清田管理組合  
理事長 村上義顯



乙：東京都渋谷区笹塚2-21-12  
日本システム企画株式会社  
代表取締役社長 熊野 活行

